第35回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和4年4月25日(月)

開催場所 菖蒲総合支所 4 階第一集会室

開会時刻 午後2時00分

閉会時刻 午後3時03分

第35回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第152号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第153号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第154号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第155号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第184号 農地法第3条の規定による届出について

報告第185号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第186号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第187号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第188号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第189号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 17名

会	長	岩	﨑	長	_	君	会長代理	木	村	信	_	君
	2番	杉	田	孝	行	君	3番	吉	岡	憲	_	君
	4番	稲	生		裕	君	5番	籠	宮		博	君
	7番	蔵	口	哲	夫	君	8番	Л	鍋		優	君
	9番	井	野	重	明	君	10番	早	野	公	夫	君
1	1番	長 谷	Ш		勲	君	12番	岡	田		武	君
1	3番	木	村		実	君	14番	塚	越	賢	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君
1	5番	横	田	義	明	君	16番	鈴	木	好	雄	君
1	7番	渡	辺	敏	男	君						

欠席委員 2名

1番 矢 野 学 君 6番 原 田 典 男 君

推進委員

久喜 1 平 林 勝 博 君 菖蒲 8 柴 行 雄 君 崎 栗橋 6 遠 藤 正 幸 君 鷲宮 6 野 謙 君 本

環境経済部

部 長 中 山 浩 二

事務局

副主幹 係長 事務局長 修 村 田 直 洋 渋 谷 主 任 主 任 黒 須 一 宏 齌 藤 清 主 事 横 山 玲 央

◎開会の宣告

○事務局長(渋谷 修君) それでは、第35回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、矢野委員さん、原田委員さんより欠席のご連絡をいただいております。

それでは、初めに岩﨑会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長(岩崎長一君) 挨拶(省略)

◎議事録署名委員の指名

○会長(岩崎長一君) それでは、日程の第3に入らさせていただきます。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。14番、塚越委員さん、15番、横田委員さん、よろしくお願いいたします。

◎経過報告

○会長(岩崎長一君) 続きまして、日程の第4、経過報告に入ります。

事務局長、お願いいたします。

○事務局長(渋谷 修君) それでは、議案書3ページを御覧ください。前回の農業委員会から本委員会までの経過について、報告が2件ございます。

初めに、1点目でございます。4月12日、13日です。埼玉県農業会議及び埼玉県農業委員会事務研究会主催による令和4年度農業委員会新任職員研修会がさいたま市にございますあけぼのビルで開催され、私と齋藤主任のほうで出席させていただきました。内容につきましては、資料記載のとおりでございまして、農地法等の基本的事項についてでございます。

次に、2点目でございます。4月15日です。埼玉県農林部春日部農林振興センター主催によります令和4年度農地調整事務新任担当者研修会がリモートで開催され、黒須主任が出席しております。内容につきましては、権限移譲や 農地転用許可制度等のこれも基本的な事項でございます。

最後に、人事異動の関係でございます。埼玉県農業会議の人事異動です。事務局長が今年度から田村事務局長のほうに代わりましたので、ご報告させていただきます。

報告は以上でございます。

○会長(岩﨑長一君) ありがとうございました。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。 2件ございましたけれども、今月の経過報告について何か質問ございましたら、お受けをいたします。よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○会長(岩崎長一君) 打ち切ります。

続いて、農業委員さんのほうから皆様に周知をしておくべき事項等がございましたらご報告願います。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩﨑長一君) 打ち切ります。

◎議案152号

○会長(岩崎長一君) 続きまして、議案第152号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。 村田係長。 ○**副主幹兼係長(村田直洋君)** それでは、議案第152号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の5 ページからになります。

申請書番号222401、申請者は菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、682平米でございます。申請の内容につきましては宅地への転用で、追認案件でございまして、自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から居宅の敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号222402番、申請者は菖蒲町菖蒲在住の方となっております。土地の表示につきましては、 菖蒲町菖蒲地内の畑2筆、合計303平米でございます。申請の内容につきましては宅地への転用で、追認案件でござい まして、自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなって いたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から居宅の敷地や進入路として使用しておりま したが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の 申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号224402番、申請者は杉戸町在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑1筆、555平米でございます。申請の内容につきましては宅地への転用で、追認案件でございまして、自宅敷地を以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から居宅の敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長(岩﨑長一君) ありがとうございました。

ただいま3件の説明がございました。

ただいまの説明に関連して、第3調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいいたします。 稲生委員。

○4番(稲生 裕君) 4番、稲生です。先日22日の日に岡田委員さんと一緒に現地調査を行いましたので、報告いた します。

申請書番号222401番、申請地は菖蒲総合支所から南西に200メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、 北側が畑、東側が野通川、南側が市道、西側が宅地となっております。この申請は追認案件で、工事を行わないこと から、周囲に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請書番号222402番、申請地は菖蒲会館農園より北に400メートルほどの集落内に位置しております。 周囲は、北側が畑、東側が宅地、南側が市道、西側が市道になっております。こちらの申請も追認案件で、やはり工事を行わないことから、周囲に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上、2案件については申請書及び現地の状況から許可相当と判断いたします。 以上です。

- ○会長(岩﨑長一君) 係長。
- ○**副主幹兼係長(村田直洋君)** すみません、本日第3調査班の矢野委員さん、欠席でございまして、私のほうから矢 野委員さんからいただきました報告のほうを読み上げさせていただきます。

申請書番号224402、現地は久喜市立桜田小学校より南へ300メートルくらいのところにあり、北が畑、東が市道、南も畑、西も畑で、現在建物の老朽化が進み、建て直しを考えていたところ、農地だということが判明したものでございます。周囲が市道と畑で追認案件であり、工事を伴わないので、周りに被害を及ぼすおそれがないため、問題ないと思われます。

以上について許可相当であると判断します。 以上でございます。

○会長(岩崎長一君) ありがとうございました。

ただいま3件の調査報告がございました。

質問をお受けいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩崎長一君) 打ち切ります。

直ちに討論に入ります。いいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩﨑長一君) 打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第4条第6項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(岩崎長一君) 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第153号

○会長(岩崎長一君) 続きまして、議案第153号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。 事務局に説明を求めます。

村田係長。

○**副主幹兼係長(村田直洋君)** それでは、議案第153号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の7ページになります。

申請書番号221501番、譲受人は行田市に本社を置き、昭和54年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、青毛3丁目在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、青毛地内の田1筆、畑4筆、合計2,590平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建築条件付住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、前面道路にガス管、上下水道管が埋設されており、それを享受可能で、申請地から500メートル以内に2つの医療施設があることから、第3種農地と判断しております。市街化区域から近く、公共施設やショッピングモールが近隣に点在しており、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、8棟の建築条件付住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号221503番、譲受人は本町8丁目に本社を置き、平成25年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、久喜北1丁目在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の畑5筆、合計3,140平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10へクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域や駅にも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。

今回は、当該申請地を含めた開発区域に14棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額株式会社足利銀行からの融資にて賄う計画となっており、融資見込み証明も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書8ページ、申請書番号222501番、譲受人はさいたま市浦和区に本店を置く、平成16年から建設工事請負等を行っている法人となります。譲渡人は菖蒲町台在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の田2筆、合計842平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります工事現場の仮設事務所、駐車場のための一時転用で、転用期間が11か月となっております。農地の区分は、農用地区域でございますが、仮設工作物の設置等のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき不許可の例外が適用されるものでございます。譲受人である法人については、申請地から近い県の発注する庄兵衛堀川の氾濫を防ぐための排水路を整備する工事を請け負っておりますが、工事中の工事現場の仮設事務所や駐車場のためのスペースが足りず、適地を探していたところ、譲渡人から承諾を得られたため、当該申請地を工事現場の仮設事務所や駐車場として一時的に利用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金については、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号223501番、譲受人は行田市に本社を置き、昭和54年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については北広島在住の方となっております。土地の表示につきましては、北広島地内の畑7筆、田6筆、合計4,237平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建築条件付住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10へクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域から近く、公共施設やショッピングモールが近隣に点在しており、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、13棟の建築条件付住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書9ページ、申請書番号224502番、譲受人は西大輪3丁目に本社を置き、平成4年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、西大輪5丁目在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の畑6筆、合計2,064平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。商業施設や駅からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、5棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、自己資金及び株式会社埼玉りそな銀行からの融資にて賄う計画となっており、残高証明書及び融資証明も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障がない内容となっております。

続きまして、申請書番号224503番、譲受人は本町7丁目在住の方、譲渡人は上内在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の畑1筆、484平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10~クタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて妻と共に生活をしておりますが、お互いの荷物などが増え、現在の住まいでは手狭になってきたため、商業施設や駅にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額埼玉縣信用金庫からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号224504番、譲受人は外野在住の方、譲渡人は上川崎在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の田1筆、18平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅敷地拡張のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10へクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在当該申請地の西側の居宅にて生活をしており、敷地内に1台分の駐車スペースを設けております。前面道路の幅員が4メートルの一方通行路で、かつ水路を挟んでおり、車の出入りのために何度も切り返しを余儀なくされるなどストレスを感じているところです。今回居宅の隣地であり、当該申請地の所有者である譲渡人から農地の一部を譲ってもらえることになったことから、住宅敷地を拡張し、出入口の確保や新たな駐車スペースを設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書の10ページ、申請書番号224505番、譲受人、譲渡人ともに西大輪在住の方となっております。 土地の表示につきましては、西大輪地内の畑2筆、合計193平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借 権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地 の規模が10へクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の実家にて生活をしておりますが、 将来家族が増えたときに現在の住まいでは手狭になってしまうため、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を 建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社カシワバラ・ア シストからの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない 内容となっております。

続きまして、申請書番号224506番、譲受人は上尾市に本社を置き、平成30年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については外野在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の田1筆、1,000平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10へクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域から近く、また公共施設やショッピングモールが近隣に点在し、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、3棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額株式会社埼玉りそな銀行からの融資にて賄う計画となっており、融資に関する証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号224507番、譲受人は西大輪4丁目在住の方、譲渡人は八甫在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の畑1筆、335平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10へクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人たちは、現在子供と共に市内の賃貸住宅にて生活をしておりますが、家族が増え現在の住まいでは手狭になってしまったため、譲受人の現在の住まいに近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社武蔵野銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書の11ページ、申請書番号224508番、譲受人は行田市に本社を置き、昭和54年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については外野在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の田4筆、合計3,014平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建築条件付住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2

種農地と判断しております。市街化区域から近く、公共施設やショッピングモールが近隣に点在しており、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、8棟の建築条件付住宅を販売する予定となっております。 資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農 転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号224509番、譲受人は上町在住の方、譲渡人は上川崎在住の方となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の田1筆、408平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10~クタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて両親と共に生活をしておりますが、今後家族が増え現在の住まいでは手狭になってしまうため、譲受人の現在の住まいに近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金については、全額株式会社武蔵野銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号224511、譲受人は西大輪在住の方、譲渡人は八甫在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の畑2筆、合計305平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10~クタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人たちは、現在市内の妻の実家にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になったため、譲受人の妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社埼玉りそな銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書12ページ、申請書番号224512、譲受人は鴻巣市に本社を置き、平成24年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人につきましては上内在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の畑1筆、961平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。商業施設や駅からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、当該申請地に3棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額株式会社クレイリッシュからの融資にて賄う計画となっており、融資証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

- ○会長(岩﨑長一君) ただいま14件の説明がございました。
 - ただいまの説明に関連して、第3調査班から現地調査の結果並びに補足説明を順次お願いをいたします。
- ○9番(井野重明君) 9番、井野重明と申します。4月19日、早野委員さんと現地調査を行いましたので、報告いた します。

申請書番号221501番でございます。申請地は、久喜・幸手線を幸手方面に向かい、青葉公園の信号を左折し、進んでいきますと、エンゼル公園があります。そこより歩いて3分ぐらいの集落内に位置しております。申請地は、多少草が見られましたが、除草剤が散布してあるように見えました。東側が市道、西側が畑、南側が市道、北側が畑になっているところでございます。排水は、合併処理浄化槽で、雨水は宅地内処理を原則とし、オーバーフロー分を放流するとのことでございます。また、外周はブロック工事をすることになっておりますので、周辺の農地には被害を及

ぼすことはないと思われます。

引き続きまして、申請書番号221503番でございます。申請地は、久喜市立久喜北小学校より東に直線で300メートルぐらいの集落内に位置しております。申請地は、多少草が見られましたが、除草剤が散布してあるように見えました。東側が市道、西側が畑、南側が畑、北側が市道になっているところでございます。排水は、合併処理浄化槽で、雨水は宅地内処理を原則とし、オーバーフロー分を放流することのようでございます。また、外周はブロック工事をすることにより、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

申請内容、現地の状況からして、2件の案件につきましては許可相当であると判断いたしました。 以上でございます。

- ○会長(岩崎長一君) 稲生委員。
- ○4番(稲生 裕君) 4番、稲生です。22日に、岡田委員さんと一緒に現地調査を行いましたので、報告します。 申請書番号222501番、申請地は久喜菖蒲公園より西側に1.2キロメートルほどの集落内に位置しておりました。地 目は田ですが、現況は畑になっております。周囲は、北側が市道、東側が宅地、南側が市道、西側が田となっており ます。被害防除につきましては、敷地の外側にガードフェンスを設置し、敷地に鉄板を敷き詰め、土の流れを防止し、 内側に20から30センチメートルの土盛りを行う予定になっておりますので、被害を及ぼすことはないと思われます。 この案件につきましては、申請書及び現地の状況から許可相当と判断いたします。 以上です。
- ○会長(岩﨑長一君) 鈴木委員。
- ○16番(鈴木好雄君) 16番、鈴木です。22日の日に、矢野委員さんと現地調査をしてまいりました。その結果を報告 いたします。

申請書番号223501番、申請地は栗橋南小学校から北へ500メートルほどに位置しております。周囲の状況は、北側が田、東側が宅地、南側が農地、西側が市道となっております。被害防除については、排水は合併浄化槽を設置し、水路に接続、隣接地との境界には新設のコンクリートブロックを設ける計画となっているため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われます。

本案件につましては、申請書及び現地の状況から許可相当と判断します。 以上です。

- ○会長(岩﨑長一君) 事務局。
- ○**副主幹兼係長(村田直洋君)** すみません、矢野委員さんの代わりに発表させていただきます。

申請書番号224502、JR東鷲宮駅から南へ約1.1キロの位置にあり、現在は草が生えている状態です。北が住宅と畑、東が市道、南が畑と住宅、西が市道、長年何も作物は作っておらない様子で、周囲を住宅に囲まれており、耕作、耕うんなどをして農作業するにはほこりなどの被害を及ぼすおそれがあります。周囲は、市道とブロック3段積みの予定となっているため、周りに被害を及ぼすおそれはないため、妥当と考えます。

申請書番号224503、現地はJR東鷲宮駅から北東に約1.5キロの位置にあり、現地は管理をしておらず草が生えている状態です。北が水路と住宅、東が住宅と宅地、南が市道、西が住宅、地主の方の住まいが久喜市本町のため、現地より遠く管理ができていないような様子でした。周囲もブロック4段積みの予定となっており、周囲に被害を及ぼすおそれはないと思われます。

申請書番号224504、現地は弦代公園の西側にあり、現在は家庭菜園になっており、北が市道、東が畑、南が住宅、西も住宅、申請地の道は狭く、一方通行となっているため、自宅からの出入りが不便なため、敷地拡張の申請となっています。周囲も自宅と家庭菜園と市道なので、問題なく許可相当だと思われます。

続きまして、申請書番号224505、現地は鷲宮中学校より東へ約500メートルの位置にあり、北は私道、東が住宅、南も住宅、西も住宅で、現地は耕うん済みでございました。新興住宅地であり、周囲がブロックとフェンスで囲まれており、申請人の実家のすぐ近くにあり、何かあればすぐに見に来られる場所なので、問題ないかと思われます。

申請書番号224506、現地は弦代公園から500メートルの位置にあり、北が畑、東が市道、南が住宅、西も住宅、耕 うん済みで、周囲の住宅はフェンスで囲われており、隣は家庭菜園、市道でありますので、周囲に被害を及ぼすおそ れはないので、許可相当と思われます。

申請書番号224507、現地はJR東鷲宮駅より北へ1.5キロの位置にあり、耕うん済みでした。北が畑、東も畑、南が市道、西が住宅、資料13ページには載っていないのですが、現地の西側の通り沿いには住宅が建っており、南が市道を挟んで反対側も新しい住宅が建っており、新興住宅地となっております。現在現地の西側は住宅工事が入っており、周囲も畑と市道のため、周りに被害を及ぼすおそれはないものと考えますので、許可相当と思われます。

申請書番号224508、現地は弦代公園より西へ500メートルほどの位置にあり、半分耕してあり、稲刈り後のままです。西が市道、東が水路、住宅となって、南は水路で後ろが住宅、北は住宅、周囲の住宅はブロックやフェンスで囲われており、周囲に被害を及ぼすおそれはないもので、許可相当と思われます。

申請書番号224509、現地は弦代公園より南東へ600メートルの位置にあり、少し草が生えていますが、管理されております。北が水路で、後ろが住宅、東が住宅、南が市道、西が住宅、周囲が住宅に囲まれており、農地として活用するにはほこり等周囲に被害を及ぼすおそれがあり、両隣の境界線もブロックが立っています。ほかは市道と水路なので、工事などで被害を及ぼすおそれもないので、許可相当と思われます。

申請書番号224511、現地は桜田小学校より東へ500メートルの位置にあり、耕うん済みでした。北が畑、西が住宅、 東が水路、南が市道、地図にはないのですが、西に3軒新しい住宅が建っており、以前調査したところで、全く問題 はありませんでした。隣の境界線にはブロックもあり、周囲も畑と水路なので問題なく、許可相当と思われます。

申請書番号224512、現地はJR東鷲宮駅から北東に約1.7キロのところにあり、現地は耕うん済みでした。北が住宅、東が水路と住宅、南が市道、西が住宅となっており、周囲には畑もなく、近隣に担い手もいない状態です。周囲に用水路、既存住宅のブロックが立っており、周囲に被害を及ぼす可能性はないと思いますので、許可相当と思われます。

以上10件、報告させていただきました。慎重に審議をお願いいたしますとのことでございます。

○会長(岩崎長一君) ただいま14件の調査報告がございました。全体を通じまして、ご質問をお受けいたします。いいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩崎長一君) 質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩﨑長一君) 打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第5条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(岩崎長一君) 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第154号

○会長(岩崎長一君) 続きまして、議案第154号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

なお、久喜1番につきましては、議事参与の制限がございますので、これを除いて説明いたさせます。 村田係長。

○**副主幹兼係長(村田直洋君)** それでは、議案第154号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の14ページから18ページになります。今月は43件の申出を受けておりまして、うち新規案件が33件でございます。

それでは、新規案件についてご説明させていただきます。初めに、議案書の14ページから16ページまで、申請書番号、久喜の2番から久喜27番までは、借手が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地が、上清久ほか地内の畑50筆、合計2万7,951平米でございます。借手が行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は上清久ほか在住の方となっており、農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、普通畑6年間または賃貸借権の設定、普通畑6年間、賃借料が反当たり7,000円ほかを予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲の3番及び4番、借手が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地が、菖蒲町新堀ほか地内の田14筆、合計1万1,935平米でございまして、借手は桶川市に事務所を置く法人、貸手は桶川市在住の方となっております。設定する利用権は、ともに賃貸借権の設定で、水稲作付10年間、賃借料が反当たり3,000円を予定しているものでございます。

続きまして、議案書の17ページ、18ページ、申請書番号、菖蒲の9番、12番及び13番、借手が同じため一括してご 説明させていただきます。利用権を設定する農地が、菖蒲町小林ほか地内の田8筆、合計9,365平米でございまして、 借手、貸手ともに菖蒲町小林在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、水稲作付5年間ま たは賃貸借権の設定、水稲作付5年間、賃借料が反当たり玄米30キログラムほかを予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、栗橋の1番、利用権を設定する農地は佐間地内の田1筆、203平米でございます。借手が新井在住の方、貸手は佐間在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で、水稲作付5年間を予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となっておりまして、今月の利用権設定面積は久喜の1番を除いて新規、再設定合わせて99筆、7万2,124平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長(岩﨑長一君) ありがとうございました。

新規案件のものにつきましては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思います。 また、市外の法人につきましては、事務局より説明をお願いをいたします。

なお、久喜2番から久喜27番までにつきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略をいたします。

まず初めに、菖蒲3、4番については、市外の法人のため、事務局より説明をお願いをいたします。よろしくお願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) 申請書番号、菖蒲の3番及び4番、借手の方については桶川市に事務局を置く法人のため、桶川市の農業委員会へ経営状況等を確認したところ、現在水稲及び野菜を合計1,293アール耕作しており、良好に耕作管理され、積極的に営農活動をされているとの報告を受けております。

説明は以上でございます。

○会長(岩﨑長一君) ありがとうございました。

次に、菖蒲9番、12番、13番の借手につきましては、菖蒲8地区の柴崎推進委員さん、よろしくお願いいたします。

- ○**菖蒲8(柴崎行雄君)** 借手の方は、菖蒲町小林にお住まいの方で、水稲を約15へクタール、15町ですね、イチゴ約50アール、5 反を耕作しております。また、農業関係の役員も複数行っており、地域の中心となる担い手であります。 以上です。
- ○会長(岩崎長一君) ありがとうございました。
 次に、栗橋1番の借手につきましては、栗橋6地区の遠藤推進委員さん、よろしくお願いいたします。
- ○栗橋6(遠藤正幸君) 今回利用権を設定する農地の借手の方は、栗橋町新井地区内にお住まいの方でありまして、 現在は水稲を12へクタール栽培する農家でありまして、全て良好に管理されております。地域との関係もよく、地域 の中心となる担い手として営農活動をされております。 以上です。
- ○会長(岩崎長一君) ありがとうございました。

以上で久喜1番を除く新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けをいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩崎長一君) 打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜の1番を除き、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に 賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(岩崎長一君) 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

次に、久喜1番に移ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定する議事参与の制限により、早野委員さんにおかれましては暫時ご退席を 願います。

[10番 早野公夫君退席]

- ○会長(岩崎長一君) それでは、議案につきまして事務局に説明いたさせます。 村田係長。
- ○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、議案書の14ページ、申請書番号、久喜1番、利用権を設定する農地は、上早見地内の田1筆、1,818平米でございまして、借手、貸手ともに上早見在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で、水稲作付3年間を予定しているものでございます。

説明は以上でございます。

○会長(岩﨑長一君) ありがとうございました。

久喜1番の借手につきましては、久喜1地区の平林推進委員さんよりお願いいたします。

○久喜1 (平林勝博君) 今回利用権を設定する農地の借手ということで、ここに書いてありますように、上早見にお 住まいの方で、現在麦、米ということで、おおよそ2万4,000平米、246アールをやっております。今紹介されたよう に、農業委員をされているので、地域の中心となる担い手でございます。

以上です。

○会長(岩崎長一君) ありがとうございました。

以上で新規案件の報告は終わります。

それでは、質問をお受けをいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩﨑長一君) 打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜1番について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に 賛成の農業委員の方、挙手願います。

[賛成者举手(全員)]

○会長(岩崎長一君) 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

早野委員の入室を認めます。

[10番 早野公夫君着席]

◎議案第155号

○会長(岩崎長一君) 続きまして、議案第155号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程いたします。 事務局に説明を求めます。

村田係長。

○**副主幹兼係長(村田直洋君)** それでは、議案第155号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、議案書20ページからになります。

まず、久喜の1番、設定を受ける農地は古久喜ほか地内の畑50筆、合計で2万7,950.43平米でございます。借手の方が、菖蒲町小林に事務所を置く法人で、現在水稲及び野菜を2,440アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で普通畑6年間、または賃貸借権の設定、普通畑6年間、賃借料は反当たり7,000円ほかとなっております。

続きまして、議案書の23ページ、菖蒲の1番、設定を受ける農地は菖蒲町下栢間地内の畑1筆、1,324平米でございます。借手の方は、菖蒲町上栢間在住の方で、現在水稲及び野菜を合計513アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。設定する利用権は、賃貸借権の設定、普通畑8年11か月間、賃借料が反当たり3,800円となっております。

続きまして、菖蒲の2番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田1筆、1,490平米でございます。借手の方は、 菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計186アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。設定 する利用権は、賃貸借権の設定、普通畑8年11か月間、賃借料は反当たり1万800円となっております。

続きまして、菖蒲の3番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田1筆、890平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を149アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。設定する利用権は、賃貸借権の設定で、普通畑8年11か月間、賃借料は反当たり1万800円となっております。

久喜市農用地利用配分計画の原案についての説明は以上でございます。

○会長(岩﨑長一君) ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございました。

それでは、質問をお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(岩﨑長一君) 打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

原案に対し異議なしの意見をつけることに賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者举手(全員)〕

○会長(岩崎長一君) 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定をいたします。○報告事項

○会長(岩崎長一君) それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○**副主幹兼係長(村田直洋君)** それでは、議案書の25ページ御覧ください。こちらにつきましては、農地中間管理機構が農業委員会に届け出て農地売買等事業を実施するものとなっております。今月は2件の届出を受理しており、農地の権利を取得するものでございます。

続きまして、議案書27ページでございます。農地法第4条の届出でございます。今月は4件の農地法第4条の届出 を受理しております。市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の29ページから31ページまでになります。農地法第5条の届出でございます。今月は7件の農地法第5条の届出を受理しており、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書33ページから35ページまでになります。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は10件の届出を受理しており、いずれも相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の37ページから40ページまでになります。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は13件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、議案書の42ページでございます。時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。こちらは時効取得による所有権移転登記に関する通知が法務局から1件届けられております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長(岩崎長一君) ありがとうございました。

ただいま報告の説明がございました。

全体を通じまして何か質問がございましたら、お受けをいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩崎長一君) 打ち切ります。

◎協議事項

○会長(岩崎長一君) それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者認定に関しての意見照会がございました。 それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、本日机の上にお配りさせていただいておりましたA4コピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見について、マル写しと書かれている、そちらを御覧ください。こちらについては、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者を認定するに当たり、農業経営者から市に対しまして改善計画が提出され、こちらを判断するに当たりまして認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございます。資料にございますとおり、今月は1件の申請が提出されております。

裏面ですか、1枚目から2枚御覧ください。現在、申請者につきましては、作付面積が398アール、目標とする営農類型が水稲、麦、イチゴ、梨による複合経営でございまして、作付面積を1,658アールまで拡大する計画となっております。年齢が48歳でございます。今後は、機械の大型化などで生産の合理化を図り、また法人化を目指して経営の合理化を図ることを目標にしており、現農業委員として地域の中心となる担い手として活動されていることから、認定

について支障がないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長(岩﨑長一君) ただいま説明がございました。

この件について何か質問がございましたら、お受けをいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩崎長一君) 打ち切らさせていただきます。

それでは、今回提出されました農業経営改善計画につきましては、現在農業委員として地域農業の中心となっており、今後は経営規模を拡大し、地域における優良農地の集積などが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の農業委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(岩崎長一君) 全員をもって支障なしの意見として決定をしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長(岩崎長一君) それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様から、これ に関して何かございましたら、お受けをいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩﨑長一君) 打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時03分

○会長(岩崎長一君) 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和4年4月25日

久喜市	農業委	員会会	長	岩	﨑	長	_
署	名	委	員	塚	越	賢員	_
有	4	女	只	冰	IES.	貝	_

署 名 委 員 横 田 義 明